

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 講和発効前補償 (1) (土地損失補償)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43673

港湾地帯の滅失地補償

対日平和条約発効前の米軍使用に依る土地等の損失補償につ
いての請願

内閣衆二六請第八号

請願第六号

請願者

沖繩市町村軍用土地委員会

会長 桑 江 朝 幸

沖繩市町村長

会長 吉 元 榮 真

一 請願の要旨

米國政府が昭和二十年四月沖繩の軍事占領以降強制使用してい
る沖繩住民の財産の損失補償について、平和条約発効後の分につ
いては、米國政府から支払われているが、それ以前の分について

総 理 府

は、「日本人の米國政府に対するすべての請求権を放棄する」と
いう平和条約第十九条の規定により米國政府の責任でないとして
その補償を拒否し、支払っていない。

これは、日本政府の責任でもあり、衆議院の外務委員会及び内
閣委員会においても「国内的処置により補償する」と決議されて
いるのであるが、日本政府は、未だ具体的処置を行っていないの
で、早急に処置するよう措置されたいということである。

二 処理意見

本件については、昭和三十二年五月二日の閣議において、沖繩
住民が蒙つている損失に關しアメリカ合衆国から損失の補償又は
見舞金等を受けることとなつた場合においては、その金額のうち
今回の見舞金として支給した額に相当する額は、これを国庫に返
還又は帰属せしめることを条件として、日本政府から見舞金を支
給することを決定し、昭和三十二年九月九日、これを一括して、

受領代理者である沖繩軍用土地等見舞金処理委員会委員長吉元
榮真氏に交付したのである。

総
理
府

○ ○ ○ ○

別紙乙チニ、現況之ん、
諸君に、
なる由

季ノ上長

季ノ上長

三
五
月
三
日
相
同
の
事
と
な
る
由
に
お
き
ま
す

対日平和条約発効前の米軍使用に依る土地等の損失補償について
の請願

内閣衆二六請第八号

請願第六号

請願者

沖繩市町村軍用土地委員会

会長 桑 江 朝 幸

沖繩市町村長

会長 吉 元 栄 真

一 請願の要旨

米国政府が昭和二十年四月沖繩の軍事占領以降強制使用している沖繩住民の財産の損失補償について、平和条約発効後の分については、米国政府から支払われているが、それ以前の分について

総 理 府

は、「日本人の米国政府に対するすべての請求権を放棄する」という平和条約第十九条の規定により米国政府の責任でないとしてその補償を拒否し、支払っていない。

これは、日本政府の責任でもあり、衆議院の外務委員会及び内閣委員会においても「国内的処置により補償する」と決議されているのであるが、日本政府は、未だ具体的処置を行っていないので、早急に処置するよう措置されたいということである。

二 処理意見

本件については、昭和三十二年五月二日の閣議において、沖繩住民が蒙っている損失に関しアメリカ合衆国から損失の補償又は見舞金等を受けることとなつた場合においては、その金額のうち今回の見舞金として支給した額に相当する額は、これを国庫に返還又は帰属せしめることを条件として、日本政府から見舞金を支給することを決定し、昭和三十二年九月九日、これを一括して

受領代理者である沖繩軍用土地等見舞金処理委員会委員長吉元
栄真氏に交付したのである。

総
理
府

水鏡後集は萬載三取付り次第を前南運
運務司に口頭で通報する手筈を云々
申候えしす
アタリ一保

要写 部

記録分類

文書課長

注意 決裁後直に写一通を文書課へ廻付すること

高 裁

昭和 33 年 1 月 17 日起案
昭 和 年 月 日 決 裁

主管 アジア局長

参事官

主任 アジア局第一課長

起案者

(141)

大 臣

官房長

参事官

事務次官 大野

参事官

参事官

33.1.20
局長附

33.1.17
総務室

回 覧 番 号

85

件名

対日平和条約発効前の米穀使用による土地等の損失補償に關する請願の件

高 裁 案 (甲)

外 務 省

第二十六回國合衆議院採決の、対日平和条約発効前の米穀使用

による土地等の損失補償に關する請願(別添一参照)に關し、

右請願事項は總理府外務省及び大藏省の所管に亘り、

總理府南方連絡事務局は南原及び大藏省に對し別案甲及び

乙の処理意見と協議した。

また、當者は検討の結果、本案文中の「平和条約第十九条の解散

上款義あり」の一節を削除すべし、又大藏省より昭和五年五月

二日の閣議決定による沖繩関係特別支出要綱に基き、損失に關しは

公 信 案 (乙)

外 務 省

「アメリカ合衆國から預金の神像又は見舞金等を送ることをなつた協会は
 その金銀のうちより今回の見舞金として支給した額に相当する額を回洋に返還又は
 滞留せしめることを條件として日本政府は本年見舞金を支給することをしたる旨を
 同案文に挿入方々申出た趣りあり^(印)同事務所は之の後商議の意見をも
 調査の上別紙^(案)を呈し^(案)閣議請議することとしたこと、旨を申越し
 下の心^(案)を以て差支ない旨回答いたした人

右高裁を仰ぐ。

公信案
 高裁案 (乙)

外務省

対日平和条約発効前の米軍使用による土地等
の損失補償についての請願

内閣象ニテ請才八号
請願才八号

請願者

沖繩市町村軍用土地

委員会々長

桑江朝幸


沖繩市町村会長

吉元栄真


総 理 府

一 請願の要旨

米国政府が昭和二十年四月沖繩の軍事占領以降強
制使用してゐる沖繩住民の財産の損失補償につつま、
平和条約発効後分につつまは、米国政府から支払
われてゐるが、それ以前の分につつまは、日本人の米国
政府に対するすべりの請求権を放棄するにせらるゝ
平和条約才十九条の規定により米国政府の責任に

処理意見
本件現に帰納局において検討中
であるので本意見の通り
良しには意見承のりにて
ア一上


三十四日 強引借用
府の補償に付は
明治六年 子不政府
にありしは

平和条約第十九条の国條上、米政府は
五冊の義務手札を日本に送附するが
本年を以ては確りせず、日米政府に討ち
争ひが直ちに同状とならざるが、現在
米政府は是れを待たず。
三つ
條約局は「平和條約」のソレ削除希望


ないといふその補償を拒否し、支払っていない。

これは、日本政府の責任でもあり、衆議院の外務委員
員会及び内閣委員会においても「国内的処置により
補償する」と決議されてゐるのであるが、日本政府は未
だ具体的処置を行っていないので、早急に処置するよ
う措置をいふといふことである。

ニ 処理意見

総 理 府

米国政府が昭和二十年四月から強制使用してゐる
沖縄住民の財産の補償につき、米国政府が支払
うべきであるが、日本政府が支払うべきであるかは、平
和条約第十九条の解釈上疑義があり、現在の段階
においては、法律的に問題があるため、差し当り日本
政府から見舞金を支給することとし、これを昭和三十
一年度の補正予算に計上し、その支出の実行の

昭和三十一年四月
三月三十日
内閣府
外務省
事務次官
印

要領については、昭和三十二年五月二日の閣議において
決定し、去る九月九日、これを一括して、受領代理
者である沖繩軍用地等見舞金処理委員会委
員長吉元栄真氏に交付したものである。

総
理
府

法律上当然與之られる権利が政府の責任が不可能に
 なつたときこには、その結果被害を蒙つた住民に対する救
 済は当然、その政府自体が負うべきものでないで、どうか
 個人財産の尊重は全々の国家がその理想としてかかてい
 るすが、沖繩住民の力がその権利のうち外におかれ、請求権の
 無償放棄を強いられたるべきものでないことを確信して、
 同一日本人であつてその領土内に居住してゐる沖繩住民が
 單に行政権を分離された地域に居住してゐるからとい
 だけの理由で本土在住の日本人と異なる取扱を受け、
 苦境に沈むといふことは、いくら戦争の犠牲とはいへ、苛
 酷すぎるものといわねばなりません。生命と財産をかけた
 た戦に打ちひしがれ、残った幾何の財産を強制収用され
 今猶、立ち上つたことり出来ない沖繩住民の苦しみに応え

総 理 府

ますかに衆議院外務委員会並びに内閣委員会に
 「国内的処置により補償する」という同情ある決議をな
 したのであります。が、(参照四、五)日本政府は未だ具体
 案の作成に着手しないであつたからに目を重ね、沖繩住民の
 不安をつつらせる一方であります。ここに再度事情を
 開陳して政府当局が早急に同情と理解の下に適切な
 処置をとられるよう請願するものであります。

昭和三十一年九月 日

沖繩市町村軍用地 桑江朝幸
 委員会連合会長

沖繩市村長会長 吉元栄眞
 殿

(参考資料省略)

至急

アジア局長 181

アジア参事官 181

アジア局第一課長 181

181

案

総理府甲才 号

昭和三十三年 月 日

内閣総理大臣 岸信介

外務大臣 藤山愛一郎

大蔵大臣 一乃田尚登

内閣総理大臣 岸信介殿

総理府

第二十六回国会衆議院採択の「対日平和条約発効前の米軍使用に依る土地等の損失補償につての請願」につて別紙のとおり閣議を求めらる。

条約局長
佐々木
条約局第三課長

(B4 縦書き)

回覧番号
ア一 1472

32 (縦書き)
局長

ナシ才南長 参事官 第十一課長 信介

總南連第一号

昭和三十三年一月七日

南方連絡事務局長 石井通則

内閣総理大臣 岸 信介 殿

「対日平和条約発効前の米軍使用に依る土地等の損失補償に
ついての請願」に関する閣議請議について
第二十六回国会衆議院採択の「対日平和条約発効前の米軍使用に
依る土地等の損失補償に」ついての請願」について、別紙案により閣
議を求められたく、上申いたします。
なお、外務大臣及び大蔵大臣は別途決裁中につき、申し添えます。

総理府

回覧番号
ア一 40

文書
33.1.10
319
了了局
33.1.10
第一課

信

26

内閣象二六請才八号

昭和三十三年六月二十九日

内閣総理大臣

内閣総理大臣

殿

(南方連絡事務局)

外務大臣

殿

別紙象議院に於て採択された平和条約前の米軍

使用による土地等の損失補償に関する請願(才六号)

総 理 府

は、貴省(庁)主管の件につき、書類を回付します。

對日平和條約発効前の米軍使用に依る
土地等の損失補償についての請願

(東文社納)

米国政府は昭和二十年四月沖繩の軍事占領以降住民の財産を強制使用して、現在に至ります。その間その使用に伴つて生ずる損失の内、講和條約発効の期日以降の分は米国政府の責任におつて支払をなすべきです。が、それ以前の損失については、米国政府の責任をなすことと主張して、補償を拒否して来ります。(参照一、二) その理由としてあげられているのは講和條約第十九条の、日本人の米政府に対するすべての請求権を放棄するとの規定であります。ところが陸戦規定に關する條約にも明記してあります通り占領期間におつても個人が財産権は尊重され、個人財産の無償使用と、このことは存在しないのであります。

総 理 府

例を日本々土にとつてみますと、昭和二十年勅令才六三五号要求物資使用收用令によつて日本政府は自分責任の進駐軍の必要とする物資を適正な補償を支払つて個人から收用して来りました。ひとり沖繩住民のみが無償の、個人財産を收用されて来りますが、これは昭和二十一年總司令部がなした行政分離の結果であります。將來に直つてその蒙つた損失についての請求権を失つたのは講和條約第十九条であります。以上については單に理論の上だけのことで、現に一地区の住民から出された損失補償の請求が如上の理由で拒否されて来ります。(参照三)

(B4 政府資料)

アジア局長 参事官 第一課長

總理府甲第 号

昭和三十三年 月 日

内閣總理大臣 岸 信介

外務大臣 藤山 愛一郎

大蔵大臣 一萬田 尚登

内閣總理大臣 岸 信介 殿

第二十六回国会衆議院採択の「対日平和条約発効前の米軍使用に
依る土地等の損失補償についての請願」について別紙のとおり閣議
を求むる。

總理府

アジア局
33.1.17
第一課

33.1.17
319

回覧番号
ア一40

總理府甲第 号

昭和三十三年 月 日

内閣總理大臣 岸 信介

外務大臣 藤山 愛一郎

大蔵大臣 一萬田 尚登

内閣總理大臣 信介 殿

第二十六回国会衆議院採択の「対日平和条約発効前の米軍使用に依る土地等の損失補償についての請願」について別紙のとおり閣議を求めらる。

總理府